

行為(変更)許可 使用料減免		申請書		係	係長	課長
松本市指令都第1—号						
年月日 (あて先)松本市長 次のとおり、松本市都市公園内における行為の(変更)許可・使用料の減免を申請します。		申請者	住所			
			氏名			
			電話	()		
都市公園の名称						
行為場所						
行為目的						
行為内容						
行為期間		年 月 日時から 年 月 日時まで 時間				
減免理由						
使用料		円①	減免額	円②	納付額(①-②)	円
許可条件		1 松本市都市公園条例及び同条例施行規則を遵守すること。 2 期間中市長が必要と認めたときは、許可の取消又は変更を命ずることがある。この場合行為者は、これを拒み、又はこれについての損害賠償を請求することができない。 3 行為者は、その周囲を常に清潔にしなければならない。 4 行為者は、行為許可書を携帯しなければならない。 5 駐車場の利用について (1) 公園の駐車場は、主催関係者の車両の利用をできるだけ少なくし来園者の利用に供すること。 (2) 主催関係者の車両の駐車場は、公園以外に確保すること。 (3) 路上駐車防止の対策として、駐車場案内員等を配置すること。				
備考						領収日付印

松本市指令都第1—		号			
年 月 日 次のとおり、松本市都市公園内における行為の(変更)許可・使用料の減免を決定します。 松本市長 臥 雲 義 尚 印		申 請 者	住 所		
			氏 名		
			電 話		
都市公園の名称					
行 為 場 所					
行 為 目 的					
行 為 内 容					
行 為 期 間		年 月 日 年 月 日		時から 時まで	時間
減 免 理 由					
使 用 料		円①	減免額	円②	納付額(①－②) 円
許 可 条 件		1 松本市都市公園条例及び同条例施行規則を遵守すること。 2 期間中市長が必要と認めたときは、許可の取消又は変更を命ずることがある。この場合行為者は、これを拒み、又はこれについての損害賠償を請求することができない。 3 行為者は、その周囲を常に清潔にしなければならない。 4 行為者は、行為許可書を携帯しなければならない。 5 駐車場の利用について (1) 公園の駐車場は、主催関係者の車両の利用をできるだけ少なくし来園者の利用に供すること。 (2) 主催関係者の車両の駐車場は、公園以外に確保すること。 (3) 路上駐車防止の対策として、駐車場案内員等を配置すること。			
備 考					領収日付印